(b) (a)に定義する事前の教示に加えて、加盟国は、次の事項に関して、事前の教示を行うよう奨励される。

(i) 特定の事実関係に基づいて、課税価額を決定する上で使用される適当な方法又は基準及びそれらの適用

(ii) 関税の軽減又は免除に関する加盟国の要件の適用

(iii) 割当て（関税割当てを含む。）に関する加盟国の要件の適用

(iv) 加盟国が事前の教示を行うことが適当であると認めるその他の事項

(c) 申請者は、輸出者、輸入者若しくは正当な事由を有する者又はそれらの者の代理人とする。

(d) 加盟国は、申請者が自国の領域内において法的代理人を有し、又は登録することを要求することができる。その要求は、中小企業の特定のニーズに特別の考慮を払い、可能な限り、事前の教示を申請する資格を有する者の範囲を制限するものであってはならない。当該要求は、明確な、かつ、透明性があるものとし、恣意的又は不当な差別の手段となってはならない。

第四条　異議の申立て又は審査の請求のための手続

1 加盟国は、税関が行政上の決定（注）を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、次の(a)及び(b)の行為を行う権利を有する旨を定める。

注　この条に規定する行政上の決定とは、個々の事例において特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有する決定をいう。当該行政上の決定には、千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置又は加盟国の国内法及び国内法制に定める行政上の措置若しくは決定を行わなかったことが含まれることが了解される。そのような不作為に対処するため、加盟国は、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やかに行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

(a) 一の行政当局であって、当該行政上の決定を行った職員若しくは官署より上級のもの若しくはそれらから独立したものに対する行政上の決定の異議の申立て又は当該行政当局による審査の請求

(b) 当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

2 加盟国は、司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に、行政上の異議の申立て又は審査の請求が開始されることを自国の法令により義務付けることができる。

3 加盟国は、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が無差別な態様で実施されることを確保する。

4 加盟国は、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求についての決定が次のいずれかに該当する場合において、申立人が、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの当局による更なる審査を請求し、又は司法当局にその他の方法で訴える権利を有することを確保する（注）。

注　この4のいかなる規定も、加盟国が、異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことをその国内法令に従い申立人にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。

(a) 自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合

(b) 不当に遅延することなく行われない場合

5 加盟国は、1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用することができるよう、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。

6 加盟国は、税関以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよう奨励される。

第五条　公平性、無差別待遇及び透明性を向上させるためのその他の措置

1 管理又は検査の強化のための通達

加盟国が、自国の領域内において人、動物又は植物の生命又は健康を保護するための通達又は指導の対象としている飲食物又は飼料に関して、自国の関係当局に対し、国境における管理又は検査の水準を向上させるための通達又は指導を発出する制度を採用し、又は維持する場合には、当該通達又は指導の発出、終了又は停止の方法について次に掲げる規律を適用する。

(a) 当該加盟国は、適当な場合には、危険度に応じた当該通達又は指導を発出することができる。

(b) 当該加盟国は、当該通達又は指導の基礎となった衛生植物検疫の条件が当てはまる入国地点にのみ、一律に適用されるように当該通達又は指導を発出することができる。

(c) 当該加盟国は、当該通達若しくは指導の契機となった事情が存在しなくなった場合又は事情の変化について一層貿易制限的でない態様で対応することができる場合には、当該通達又は指導を速やかに終了し、又は停止する。

(d) 当該加盟国は、当該通達又は指導を終了し、又は停止することを決定するに当たり、適当な場合には、その終了又は停止を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法により速やかに公表し、又は輸出加盟国若しくは輸入者に速やかに通知する。

2 留置

加盟国は、税関その他の権限のある当局による検査のため、輸入申告が行われた物品を留置する場合には、運送者又は輸入者に速やかに通知する。

3 試験手続

3.1 加盟国は、輸入申告が行われた物品が到着した時に採取された見本の最初の試験の結果が輸入者にとって不利なものであった場合には、要請に応じ、二回目の試験の機会を与えることができる。

3.2 加盟国は、当該二回目の試験を実施することができる研究所の名称及び住所を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法により公表し、又は1に規定する機会が輸入者に与えられる際に当該輸入者にこの情報を提供する。

3.3 加盟国は、1の規定に基づいて二回目の試験が行われた場合には、物品の引取り及び通関のために当該試験の結果を検討するものとし、適当な場合には、当該試験の結果を受け入れることができる。

第六条　輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金並びに罰に関する規律

1 輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金に関する一般的規律

1.1 1の規定は、物品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して加盟国が課する全ての手数料及び課徴金（輸入税、輸出税及び千九百九十四年のガット第三条の規定の範囲内の租税を除く。）について適用する。

1.2 手数料及び課徴金に関する情報については、第一条の規定に従って公表する。この情報には、適用する手数料及び課徴金、当該手数料及び課徴金を課する理由、責任を有する当局並びに納付の時期及び方法を含める。

1.3 緊急事態の場合を除くほか、新たな又は改正された手数料及び課徴金の公表とその効力発生との間には、十分な期間を与える。当該手数料及び課徴金は、それらに関する情報が公表されるまで、適用してはならない。

1.4 加盟国は、実行可能なときは、手数料及び課徴金について、それらの数及び種類を減少させることを目的として、定期的に検討する。

2 輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する税関手続の処理のための手数料及び課徴金に関する特定の規律

税関手続の処理のための手数料及び課徴金に関しては、

(i) その額は、対象となる特定の輸入若しくは輸出の業務について又はそれらに関連して提供された役務の費用の概算額を限度とする。

(ii) 物品に関する税関手続の処理に密接に関係する役務について課される場合には、特定の輸入又は輸出の業務に関連付けられることを要求されない。

3 罰に関する規律

3.1 3の規定の適用上、「罰」とは、加盟国の関税法令又は税関手続上の要件の違反に対して当該加盟国の税関当局が科する罰をいう。

3.2 加盟国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰が、自国の法律に基づき、当該違反について責任を有する者に対してのみ科されることを確保する。